会 則

おだわら環境志民ネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、おだわら環境志民ネットワーク(以下「本会」という。)という。

(目的)

第2条 本会は、小田原の美しく豊かな自然を守り育て、「自然豊かな小田原で暮らせる喜び」を感じられる地域を未来の子どもたちに引き継ぐために、環境保全活動に取り組む団体、企業及び個人の連携協力体制を築く。また、多様な主体の連携により環境保全活動の促進へつながる循環の仕組み「地域循環共生圏」の構築に係る主たる担い手を目指す。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 環境活動に取り組む団体、企業及び個人が連携協力体制を築く上で必要不可欠となる情報交換及び共通理解のための機会の提供
- (2) 小田原の環境活動を深く印象付けることのできる象徴的な協働事業の企画及び実施
- (3) 会員等による環境活動に関する相談支援
- (4) 小田原における自然環境及び自然を守り育てるための活動の調査研究
- (5) 他地域における先進的な環境活動の調査研究
- (6) 環境学習、エコツーリズムその他地域の自然環境及び自然を守り育てるための活動の必要性を伝えるための事業
- (7) 会員の活動及び会員間の連携協力による協働事業を広く周知し、活動への新規参加や協力を促すことを目的とした広報
- (8) その他、本会の運営にあたり必要な事業

(会員)

- 第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる団体、企業及び個人をもって構成する。
- 2 本会の会員になろうとする者は、様式第1の入会届を会長に提出するものとする。
- 3 第6条の規定により除名され、当該除名の日から3年を経過しない団体、企業又は個人は、会員になることができない。

(資格の喪失等)

- 第5条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき

- (3) 団体又は企業が解散や廃業をしたとき
- (4) 次条に基づき除名されたとき
- 2 会員は、退会しようとするときは、様式第2の退会届を会長に提出するものとする。

(除名)

- 第6条 理事会は、会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、あらかじめ弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) この会則に違反する行為があったと認められたとき

(役員の種類及び選任)

- 第7条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事若干名(会長、副会長を含む)
- (4) 監事2名
- 2 役員は、総会において会員の互選により定める。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、別表のとおりとする。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補充により就任した役員の任期は、前任者の任期の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職 務を行うものとする。

(総会)

- 第10条 総会は、会員をもって構成する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 通常総会は、事業年度ごとに1回、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の 3分の1以上から請求があったとき、これを開くものとする。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 役員の選出に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること

- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 会則の改廃に関すること
- (5) その他、本会の重要事項として会長が必要と認める事項

(総会の議決等)

- 第11条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(理事会)

- 第12条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (1) 監事
- (2) その他、会長が必要と認める者
- 2 理事会は、会長がこれを召集し、その議長となる。
- 3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 4 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に提案すべき事項に関すること
- (3) 予算の補正に関すること
- (4) 会員の除名に関すること
- (5) 実行委員会の設置及び廃止並びに運営に関すること
- (6) 総会で委任された事項に関すること
- (7) その他、理事会において必要と認める事項

(理事会の議決等)

第13条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(実行委員会)

- 第14条 理事会は、第2条の目的を達成するために、実行委員会を設けることができる。
- 2 実行委員会の長は、会長が任命する。
- 3 実行委員会は、会員の中から希望する者をもって構成する。また、必要に応じて会長が 委嘱する者も含める。
- 4 実行委員会は、必要に応じて実行委員会の長が招集する。

- 5 実行委員会の廃止については、理事会の承認を要する。
- 6 実行委員会は、第3条に掲げる具体的な事業を実施する。

(顧問)

- 第15条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本会の運営に必要な知見を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関し重要な事項について、会長の求めに応じて助言を行い、又は 理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

(事務局)

- 第16条本会は、事務局を小田原市環境部環境政策課に置く。
- 2 事務局長は、環境政策課長がこれにあたる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年3月28日から施行する。

(会員に関する特例)

2 本会の設立時の会員は、第4条の規定にかかわらず、別紙1のとおりとする。

(総会に関する特例)

3 この会則に基づき最初に開催される総会は、平成28年4月1日に開催されたものとみなす。

(顧問に関する特例)

4 本会の設立時の顧問は、第15条の規定にかかわらず、別紙2のとおりとする。

附 則

1 この会則は、令和4年5月25日から一部を改正する。

別表(第8条関係)

各役員の職務一覧							
会長		本会を代表し、その会務を総理する。					
副会長		会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を					
		代理する。					
理事	本会の目的	達成に向け、各分野の専門的な知見等を基に物事を分析・整理し、会					
	則に掲げる	事業の推進に寄与する施策提案・協議を行う。					
	そだてる事業担当	1 担当事業の準備や運営等を行う。					
		2 担当事業について会員や市民が幅広く参加できる仕組みや内容					
		を検討し、交流や連携の裾野を広げる。					
		3 次世代の人材育成に向け、そだてる事業における事業計画と収支					
		予算の案を作成する。					
	つながる事業担当	1 情報交換会やその他事業の運営等を行う。					
		2 会員や市民からの総合相談窓口として対応する。内容によって、					
		各事業の担当理事へつなげる。					
	尹未足当 	3 相談支援体制の構築に向け、つながる事業に係る事業計画と収支					
		予算の案を作成する。					
	うみだす	1 会員や市民、他地域が行っている担当事業の取組情報を収集す					
		る。有益な情報・知見は、情報交換会やメール等で会員に共有する。					
		2 担当事業の取組について会員や市民からの相談を受け付け、解決					
	事業担当	に向けた対応策の検討を行う。					
		3 環境と経済の好循環に向け、うみだす事業に係る事業計画と収支					
		予算の案を作成する。					
監事		本会の会計を監査する。					

※各事業担当は、1から3までの内容調整を事務局と行う

おだわら環境志民ネットワーク 入会届

(宛先) おだわら環境志民ネットワーク 会長

申込日: 年 月 日

本会の目的に賛同し、会員として入会を申し込みます。

会員区分	□ 団 体(非営利法人含む) □ 企 業 □ 個 人				
組織名又は氏名					
団体・企業会員 代表者		(氏名) (役職)			
の場合担当者		(氏名) (役職・所属)			
	所属人数	名			
主な活動・事業内	容	※活動・事業を紹介する HP 等がある場合は URL をご記入ください			
住所		(〒) ※団体・企業会員は、担当者事務所の所在地をご記入ください			
電話番号		※団体・企業会員は、担当者の電話番号をご記入ください			
e-mail		※団体・企業会員は、担当者の PC アドレスをご記入ください			
SNS		※周知が可能な SNS とアカウント名をご記入ください			
		電話番号:□一般公開 □会員間限定 □非公開			
情報公開範囲		e-mail :□一般公開 □会員間限定 □非公開			
		※希望の取扱に印をつけてください			
本会で取り組みた	いこと				

※上記内容に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡ください

おだわら環境志民ネットワーク 退会届 (宛先) おだわら環境志民ネットワーク 会長										
(が元) もたりの様規心以外 ノ	申込日:	年	月	日						
本会を退会したいので、下記のとおり申し出ます。										
退会する者										
退会する理由										

【団体】

小田原市環境ボランティア協会

和留沢わくワーク村実行委員会

ブリの森づくりプロジェクト

小田原山盛の会

小田原森のなかま

日本野鳥の会・サシバプロジェクトチーム

美しい久野里地里山協議会

金次郎のふる里を守る会

曽我山応援隊

めだかサポーターの会

【企業】

株式会社T-FORESTRY

有限会社小田原植木

FM小田原株式会社

【個人】

鈴木 博晶

志村 成則

石戸谷 博範

瀬戸 正功

田先 啓

播摩 信之

別紙2 (附則第4条関係) 本会の設立時の顧問

小田原市長

鈴木 博晶 (元・環境 (エコ) シティコーディネーター)

西島摩瑳顕(小田原市環境ボランティア協会 会長)